○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
天童市大字山口字原ノ前一九一三番二から同市大字山口字梨木前一四二二番一まで	前	一四・四〇～二九・三九（キロメートル〇・二九六）	
	後	一四・四〇～二九・三九（キロメートル〇・二九六）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	天童市大字山口字原ノ前一九一三番二から同市大字山口字梨木前一四二二番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

○関東地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
伊勢崎市赤堀今井町一丁目五四三番八からみどり市笠懸町鹿二一〇番一まで	前	B　一〇・二〇～一一四・〇〇（キロメートル七・七六〇～八・〇八〇）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一〇・二〇～一一四・〇〇 B　一〇・〇〇～一三八・七〇（キロメートル七・六〇～八・〇八〇）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
大月市大月二丁目字関屋六四九番六から同市大月二丁目字坂瀬六八一番二まで	前	一一・六三～九八・五〇（キロメートル〇・二一八）	
	後	一一・六三～九八・五〇（キロメートル〇・二一八）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

滑走路末端灯	ＬＥＤ灯、航空緑、航空赤、不動光	［略］	［略］	［略］
滑走路末端識別灯	ＬＥＤ灯、航空白、閃光、毎秒二閃光	実効光度　航空白　六千カンデラ	［略］	［略］
滑走路中心線灯	ＬＥＤ灯、航空白、航空赤、不動光	［略］	［略］	［略］
誘導路中心線灯	ＬＥＤ灯、航空緑、航空黄、不動光	［略］	［略］	［略］
誘導路灯	［略］	［略］	［略］	［略］
	ＬＥＤ灯、航空青、不動光	航空青　二カンデラ	［略］	［略］

五・六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

滑走路末端灯	ハロゲン灯、航空緑、航空赤、不動光	［同上］	［同上］	［同上］
滑走路末端識別灯	キセノン放電灯、航空白、閃光毎秒二閃光	実効光度　航空白　五千カンデラ	［同上］	［同上］
滑走路中心線灯	ハロゲン灯、航空白、航空赤、不動光	［同上］	［同上］	［同上］
誘導路中心線灯	ハロゲン灯、航空緑、航空黄、不動光	［同上］	［同上］	［同上］
誘導路灯	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	けい光放電灯、航空青、不動光	航空青　十二カンデラ	［同上］	［同上］

五・六　［同上］